

## 特定遊興飲食店営業新規許可申請

必要書類・手数料等		備考	
許可申請書		別記様式第40号	
営業の方法を記載した書類		別記様式第41号	
営業の使用について権原を有することを疎明する書類		①営業所の登記簿謄本又は登記事項証明書等 ②賃貸借契約書の写し又は使用承諾書等 ※営業所の所有権を有する営業者の場合、②は不要	
営業所の平面図		平面図、求積図、照明・音響配置図等	
営業所の周囲の略図		条例で定める保全対象施設との関係が明らかとなるような略図	
個人申請	住民票の写し	本籍が記載されているもの。(外国籍の者にあつては、国籍等が記載されているもの。)	
	誓約書(特定遊興個人用)	風営法31条の23において準用する法4条1項1号から10号までのいずれにも該当しない旨	
	身分(身元)証明書	準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発行。	
法人申請	定款	原本に相違ない旨の記載	
	法人の登記事項証明書	履歴事項全部証明書。法務局で発行。	
	役員全員に係る	住民票の写し	本籍が記載されているもの。(外国籍の者にあつては、国籍等が記載されているもの。)
		誓約書(特定遊興役員用)	風営法31条の23において準用する法4条1項1号から9号までのいずれにも該当しない旨。役員が複数の場合、連名での提出も可。
管理者	住民票の写し 身分(身元)証明書	個人、法人役員に同じ(営業者等と同一人物の場合は省略可)	
	誓約書(特定遊興管理者用)	・業務を誠実に行う旨 ・風営法31条の23において準用する法24条2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない旨	
	顔写真(2枚)	申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cmの写真(裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)	
手数料(福井県証紙)		24,000円(申請の態様により金額が変わる場合があるので必ず事前に申請窓口等で確認してください。)	

※ 未成年者が申請する場合は追加の添付書類があります。